

【住宅改修】

手すりの取り付けや扉の変更など、高齢者が生活するうえで不便な部分を工事にて解消します。一生涯のうち上限20万円までが認められます。

役所への手続きは福祉用具専門相談員で行い、取付までに2週間ほど日数を頂いております。

主な住宅改修は手すりの取り付け、扉を引き戸に変更、段差解消、畳をフローリングに変更、トイレを和式から洋式に変更などがあります。

<住宅改修の流れ>

- ① ご利用者様からケアマネに住宅改修の意向を相談
- ② ケアマネから福祉用具専門相談員に依頼があり、自宅訪問し現地調査をします。
- ③ 改修箇所をご利用者様に確認し、お見積りを出します。
- ④ 福祉用具専門相談員が工事日程と申請書類を作成し区役所に申請します。
- ⑤ 工事予定日に住宅改修を行い改修箇所が確認でき次第、区役所に完了の手続きをします。
- ⑥ 利用金は工事終了後に負担割合（1～3割）分を福祉用具専門相談員に支払います。

◆住宅改修例

改修前	改修後
	
改修前	改修後
	